



あげまつだより 非常勤職員募集版



上松町 総務係

令和8年度上松町会計年度任用職員の募集のお知らせ

上松町では、下記のとおり令和8年4月から任用する会計年度任用職員（非常勤の一般職員）を募集します。

1. 概要

会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき任用される非常勤職員であり、1会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとの1年間で任用される非常勤一般職の地方公務員です。

任用期間中は地方公務員となるため、町職員と同様に服務規程（守秘義務、命令従事義務、政治的行為の制限等）が適用されます。

2. 募集内容及び募集人数

募集職種については、裏面の「上松町会計年度任用職員募集職種一覧」をご確認ください。

3. 応募資格

年齢制限はありませんが、地方公務員法第16条の規定に基づき以下の欠格条項に該当する人は、応募することはできません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 上松町において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4. 勤務条件・処遇等

主な勤務条件・処遇等は以下のとおりです。詳細については、職種ごとに異なるため「上松町会計年度任用職員募集職種一覧」（裏面）をご確認ください。

任用期間	・令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
給料、報酬	・常勤職員の給料表を準用し、職種ごとに報酬額等を算出します。 (町嘱託職員、臨時職員として在職期間がある場合等は、職歴に応じ調整する場合があります。)
費用弁償、手当等	・条例等の定めにより、各種手当等を支給します。
休暇	・任用期間、勤務形態により年次休暇等を付与します。
社会保険等	・加入条件を満たす職種及び勤務形態は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用します。 ・勤務形態により、労働災害補償保険又は地方公務員災害保険制度を適用します。

<p>服務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法に定める服務規律（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の指示に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用されるため、一定の義務違反があった場合は、懲戒処分（免職、停職、減給等）の対象となります。 ・人事評価制度が実施されます。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・任用後1箇月間を良好に勤務したときに正式採用となります。 ・報酬等の支給日は原則として、月額支給の場合は当月21日、日額・時間額支給の場合は翌月21日になります。 ・障がい者手帳をお持ちの方は、面接時にお申し出ください。また業務内容、職場体験等の希望や相談があればお申し出ください。

5. 申込方法、選考及び任用

- (1) 応募期間 令和8年1月22日（木）から令和8年2月19日（木）まで
午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日除く）
- (2) 提出窓口 担当部署又は総務課総務係へ書面で提出して下さい。
ただし、募集職種について新規に応募される方は、ご本人が必ず担当部署（第1希望の担当部署）に提出をお願いします。
- (3) 提出書類
 - ・令和8年度上松町会計年度任用職員採用申込書（役場窓口及び上松町ホームページからダウンロードできます。）
 - ・資格を証明する書類の写し
- (4) 選考 書類・面接の選考を実施します。
- (5) 任用 採用決定の場合、令和8年4月1日から上松町会計年度任用職員として任用します。

6. 注意事項等

- (1) 応募資格を満たしていない場合、提出書類に不備がある場合は受付できません。
- (2) 提出された書類は、返却しませんのでご了承ください。
- (3) 「マイクロバス運転業務」の登録については、別で募集します。

7. 個人情報の取扱いについて

提出書類に記載された個人情報については、上松町会計年度任用職員に係る選考及び任用手続きに必要な範囲で利用します。

8. 問い合わせ先

上松町 総務課総務係

電話：0264-52-2001（代表） E-mail：soutm@town.agematsu.nagano.jp

（募集職種問い合わせ先）

役場庁舎 0264-52-2001

（総務係、管財住宅係、危機管理係、企画政策係、生活環境係、福祉係、厚生係、商工観光係、農務係、林務係、土木係、建設管理係、上下水道係、議会事務局、保健衛生係、総務教育係）

上松町公民館 0264-52-2111（社会教育係）

上松町健康センター 0264-52-2649（子育て支援係）

上松町保育園 0264-52-2086